



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

概要明示用資料

2022年9月版

この資料は、保険商品の
内容のすべてが記載され
ているものではないため、
参考情報としてご利用
ください。

Manulife
マニライフ生命

マニライフ生命の無配当個人年金保険
こだわり個人年金

外貨建

無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)

外貨を活用して、将来の年金準備を行うための平準払の個人年金保険です。

■ 特徴

POINT
1

積立金は外貨で運用。海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

- ・契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
- ・保険料の払込通貨は「円」です。一定額(最低1万円から)を毎月お払い込みいただきます。

POINT
2

積立利率を毎月更改。金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。

- ・最低保証積立利率は、米ドル、豪ドルともに年1.5%です。

⚠️ **ご注意** 積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。

お客さまにお払い込みいただいた契約通貨建ての保険料全額が積立利率で運用されるものではなく、お払い込みいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用に充てられる金額をのぞいた金額が積立金として運用され、契約後も定期的に、保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されるためです。

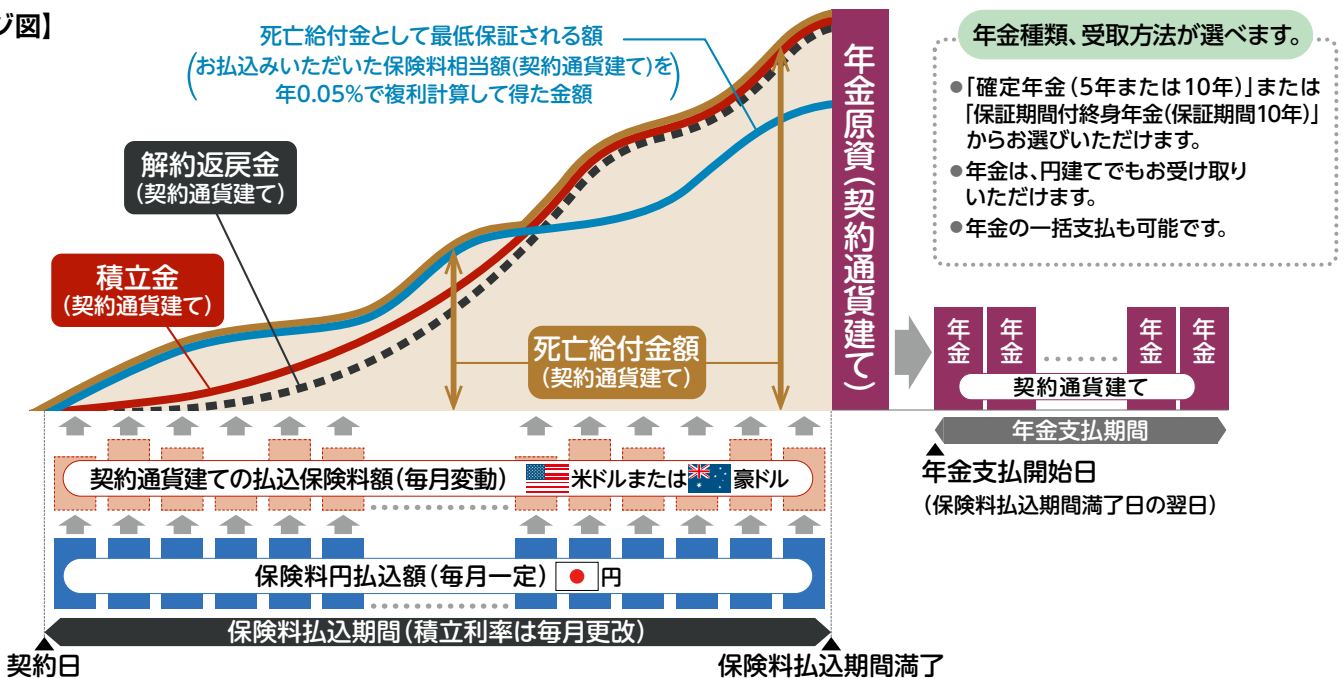
POINT
3

契約後も柔軟に対応。家計や為替相場の状況に合わせて契約内容を変更できます。

- ・保険料円払込額の払込停止・再開および保険料払込期間の延長等ができます。

※マニライフ生命所定の要件を満たすことが必要です。

【イメージ図】



年金種類、受取方法が選べます。

- 「確定年金(5年または10年)」または「保証期間付終身年金(保証期間10年)」からお選びいただけます。
- 年金は、円建てでもお受け取りいただけます。
- 年金の一括支払も可能です。

■ 商品の概要および主な取り扱い

主な保障内容	死亡給付金: 被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき (支払金額)被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算した次のいずれか大きい額 (1)積立金額 (2)払い込まれた保険料相当額を年0.05%で複利計算して得た金額		
	死亡一時金: 被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中(または保証期間中)の最後の年金支払日前に死亡されたとき (支払金額)年金支払期間(または保証期間)の残存期間に対する未払年金の現価		
契約年齢(満年齢)	0歳~70歳	保険料円払込額・保険料の払込方法(回数)	1万円~40万円(1,000円単位)・月払
保険期間 (更新の取り扱いなし)	保険料払込期間	20年、25年、30年、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳	
	年金支払期間	確定年金: 5年、10年 保証期間付終身年金: 終身(保証期間10年)	
解約返戻金	あり	配当金	なし
付加できる特約	保険料円入金特約C型、円建年金移行特約C型、円支払特約C型、円建年金支払開始自動判定特約、個人年金保険料税制適格特約		

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」に「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。

ご確認くださいたいリスクについて

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額等が、お支払いいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

- 保険料円払込額を契約通貨に換算した保険料額は、「保険料円入金特約C型」の為替レートの変動に応じて、お支払いのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする年金額は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額等は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- 「円建年金移行特約C型」を付加して円に換算する年金原資額は、「円建年金移行特約C型」の為替レートに応じて、変動(増減)します。

この保険にかかる費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■ 保険関係費

- お支払いいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

■ 解約時にご負担いただく費用

- 解約時に、契約日からの経過月数(保険料をお支払いいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただけます。

項目	費用
解約控除	積立金額×36%×(1-経過月数/120) 解約時に積立金から控除します。

■ 年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただけます。

項目	費用
年金管理費(年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額 年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただけます。

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
③ 「円建年金移行特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※2022年9月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

代理店手数料について

- 代理店手数料として、1年あたり、保険料円払込額の総額に次の手数料率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に支払われます。
- 代理店手数料は、「この保険にかかる費用」に追加して、お客さまに別途ご負担いただくものではありません。

保険料払込期間	初年度*1	次年度以降*2	保険料払込期間	初年度*1	次年度以降*2	保険料払込期間	初年度*1	次年度以降*2	保険料払込期間	初年度*1	次年度以降*2
15年	1.74%	0.08%	22年	2.28%	0.14%	29年	1.90%	0.12%	36年	1.67%	0.11%
16年	1.63%	0.08%	23年	2.18%	0.14%	30年	2.00%	0.13%	37年	1.63%	0.11%
17年	1.53%	0.08%	24年	2.09%	0.13%	31年	1.94%	0.13%	38年	1.58%	0.10%
18年	1.45%	0.07%	25年	2.20%	0.14%	32年	1.88%	0.12%	39年	1.54%	0.10%
19年	1.37%	0.07%	26年	2.12%	0.13%	33年	1.82%	0.12%	40年	1.63%	0.11%
20年	2.50%	0.15%	27年	2.04%	0.13%	34年	1.77%	0.12%			
21年	2.39%	0.15%	28年	1.97%	0.12%	35年	1.72%	0.11%			

*1 初年度手数料率

*2 次年度以降手数料率(2年~8年)

※小数第3位を切り上げ、第2位まで表示しています。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なくマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

株式会社足利銀行

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL. 028-622-0111(大代表)

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

販売会社：株式会社 足利銀行

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「概要明示用資料」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり/約款」などを必ずお読みください。

この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当行は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	こだわり個人年金（外貨建） 無配当外貨建個人年金保険（積立利率変動型）
組成会社(引受保険会社)	マニライフ生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨を活用して、将来の年金準備を行うための平準払の個人年金保険です。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運用機能 <ul style="list-style-type: none"> この保険は、契約時に、契約通貨（米ドルまたは豪ドル）を選択いただけます。 積立金の運用は契約通貨で行います。 積立利率は、毎月更改します。金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。 お払い込みいただいた契約通貨建ての保険料全額が積立利率で運用されるものではなく、お払い込みいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用をのぞいた金額が積立金として運用されます。 ●保障機能 <ul style="list-style-type: none"> 年金支払開始日前は、被保険者が死亡されたときに死亡給付金をお支払いします。死亡給付金は被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算した、積立金額もしくは、払い込まれた保険料相当額を年0.05%で複利計算して得た金額のいずれか大きい額をお支払いします。 年金支払開始日以後は、死亡一時金を年金受取人へお支払いします。死亡一時金は被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中または保証期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき、年金支払期間または保証期間の残存期間に対する未払年金の現価をお支払いします。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<ul style="list-style-type: none"> ■この商品は以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。 <p>【年齢】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期（10年以上）での資産形成を希望されその期間を確保できるお客さま 20～50歳代 <p>※記載年齢の範囲外の場合は、お客さまのご意向と商品内容が合致しているか十分にご確認ください。</p> <p>【ライフステージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現役世代 <p>【契約期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間満了までの期間または年金支払期間満了までの期間 <p>【契約額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 月額10,000円以上、かつ余裕資金の範囲内 <p>【投資経験・知識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金保険と他の金融商品（預金、債券、投資信託、株式など）の違いを理解されているお客さま 金利や為替の変動により、年金や解約返戻金などが変動することを理解されているお客さま 解約返戻金が払込保険料累計額を上回るまでに一定期間要することについて理解されているお客さま

	<p>【投資方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定性と値上がり益のバランスを重視 <p>【リスク許容度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元本割れ（年金の合計額や解約返戻金などが払込保険料累計額を下回る）リスクを許容できるお客さま <p>【資産状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料に充当される資金のほかに加入後の生活資金を確保するための収入や金融資産を別途十分に確保されているお客さま <p>【取引目的・ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨を選んで長期的に資産形成し、老後の年金を補完・準備されたいお客さま
パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、外貨での「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	<p>クーリング・オフの適用があります。</p> <p>「申込書を記入していただいた日」または「第1回保険料相当額（初回保険料円払込額相当額）の払込日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。書面以外の方法として、マニュアル生命ホームページ（www.manulife.co.jp）の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。</p>

- （質問例）① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	<p>■ 為替変動リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この保険は外貨で運用するため、年金の支払総額や死亡給付金額等は、為替相場の変動による影響を受けます。 ・お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額等が、お支払いいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 ・通貨の換算の際、費用がかかりますので、為替相場が契約時から変動しなかった場合でも為替手数料分の負担が生じます。 <p>■ 解約時の元本割れリスク</p> <p>年金支払開始日前に限り、ご契約を解約して解約返戻金を受取ることができます。解約返戻金は、契約通貨建てで保険料の総額を下回ることがあります。</p>
〔参考〕 為替レートの騰落率	<p>【米ドル】 最大値 30.4% 最小値▲15.9% 平均値 2.5%</p> <p>【豪ドル】 最大値 27.6% 最小値▲18.3% 平均値 0.7%</p> <p>※2015年11月末～2025年10月末までの10年間の各月末における1年間の騰落率</p> <p>※小数第2位以下を切捨て</p> <p>※対顧客電信売買相場の仲値（TTM）にて算出</p>
〔参考〕 解約返戻金推移(率)	「設計書」をご確認ください。

※上記以外に生ずるリスクを含めて詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の「この保険にはリスクがあります」に記載しています。

- （質問例）④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替相場の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用	●保険関係費 お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。																																
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。 ●年金管理費 年金支払期間中、年金支払日に責任準備金から責任準備金額に0.4%を乗じた金額を控除します。																																
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。																																
解約をした場合の費用 (解約控除など)	●解約時に、契約日からの経過月数（保険料をお払い込みいただいた月数）に応じて、積立金額×36%×（1－経過月数／120）の解約控除をご負担いただきます。																																
通貨の換算に関する費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">1 通貨あたりの為替手数料</th> </tr> <tr> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">円を契約通貨に換算するとき</td> <td colspan="2">50 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">契約通貨を円に換算するとき</td> <td>死亡給付金</td> <td rowspan="4">1 銭</td> <td rowspan="4">3 銭</td> </tr> <tr> <td>解約返戻金</td> </tr> <tr> <td>年金</td> </tr> <tr> <td>年金の一括支払による支払金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「円建年金移行特約 C 型」を付加し、円に換算して円建年金へ移行するとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目		1 通貨あたりの為替手数料		米ドル	豪ドル	円を契約通貨に換算するとき		50 銭		契約通貨を円に換算するとき	死亡給付金	1 銭	3 銭	解約返戻金	年金	年金の一括支払による支払金	「円建年金移行特約 C 型」を付加し、円に換算して円建年金へ移行するとき														
項目				1 通貨あたりの為替手数料																													
		米ドル	豪ドル																														
円を契約通貨に換算するとき		50 銭																															
契約通貨を円に換算するとき	死亡給付金	1 銭	3 銭																														
	解約返戻金																																
	年金																																
	年金の一括支払による支払金																																
「円建年金移行特約 C 型」を付加し、円に換算して円建年金へ移行するとき																																	
特約を付加した場合の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">特約名称／対象</th> <th colspan="2">為替レート</th> <th rowspan="2">適用日</th> </tr> <tr> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保険料円入金 特約 C 型</td> <td>第 1 回 保険料</td> <td colspan="2" rowspan="2">TTM + 50 銭</td> <td>マニライフ生命が 受領する日の前日</td> </tr> <tr> <td>第 2 回以後 の保険料</td> <td>払込期月の前月末日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">円支払特約 C 型</td> <td>死亡給付金</td> <td rowspan="3">TTM - 1 銭</td> <td rowspan="3">TTM - 3 銭</td> <td>請求書類をマニライフ生命の 本社が受け付けた日*の翌営業日</td> </tr> <tr> <td>解約返戻金</td> <td rowspan="2">年金支払日または請求書類を マニライフ生命の本社が受け 付けた日*の翌営業日のい ずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>年金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金の一括 支払による 支払金</td> <td></td> <td></td> <td>年金支払開始日または請求書 類をマニライフ生命の本社が 受け付けた日*の翌営業日の いずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">円建年金移行特約 C 型</td> <td></td> <td></td> <td>いずれか遅い日</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 書類の提出以外の方法（マニライフ生命の定める方法に限ります）により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日</p>	特約名称／対象		為替レート		適用日	米ドル	豪ドル	保険料円入金 特約 C 型	第 1 回 保険料	TTM + 50 銭		マニライフ生命が 受領する日の前日	第 2 回以後 の保険料	払込期月の前月末日	円支払特約 C 型	死亡給付金	TTM - 1 銭	TTM - 3 銭	請求書類をマニライフ生命の 本社が受け付けた日*の翌営業日	解約返戻金	年金支払日または請求書類を マニライフ生命の本社が受け 付けた日*の翌営業日のい ずれか遅い日	年金		年金の一括 支払による 支払金			年金支払開始日または請求書 類をマニライフ生命の本社が 受け付けた日*の翌営業日の いずれか遅い日	円建年金移行特約 C 型				いずれか遅い日
特約名称／対象				為替レート			適用日																										
		米ドル	豪ドル																														
保険料円入金 特約 C 型	第 1 回 保険料	TTM + 50 銭		マニライフ生命が 受領する日の前日																													
	第 2 回以後 の保険料			払込期月の前月末日																													
円支払特約 C 型	死亡給付金	TTM - 1 銭	TTM - 3 銭	請求書類をマニライフ生命の 本社が受け付けた日*の翌営業日																													
	解約返戻金			年金支払日または請求書類を マニライフ生命の本社が受け 付けた日*の翌営業日のい ずれか遅い日																													
	年金																																
	年金の一括 支払による 支払金			年金支払開始日または請求書 類をマニライフ生命の本社が 受け付けた日*の翌営業日の いずれか遅い日																													
円建年金移行特約 C 型				いずれか遅い日																													

※ 上記以外に生ずる費用を含めて詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の「この保険にかかる費用」に記載しています。

(質問例) ⑧ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑨ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・年金支払開始日前に限り、解約は可能です。
- ・解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。
- ・解約時に、契約日からの経過月数（保険料をお払い込みいただいた月数）に応じて、積立金額×36%×（1－経過月数／120）の解約控除をご負担いただきます。
- ・すでに払い込んだ保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約した場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

※ 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の「解約返戻金」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や、為替相場の変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

当行がお客さまにこの商品を販売した場合に、この商品の組成会社（保険会社）から販売時のコンサルティングや契約後のアフターフォロー等の対価として受領する手数料につきましては、組成会社にて公表している手数料の体系をご確認ください（以下のURLよりご確認ください）。

- ・組成会社（保険会社）の手数料の体系

<https://www.manulife.co.jp/ja/individual/about/betterservice/agent-fee.html>

組成会社との間の人的関係や資本的關係

当行は、この商品の組成会社等との間で、株式保有等の資本的關係や、出向等の人的關係等の特別な關係性を有していません。

販売会社における業績評価

当行の営業職員に対する業績評価上、この生命保険の販売が、他の同様の機能や保障等の特徴を有する生命保険の販売より高く評価されることはありません。

※手数料の内容の詳細は、「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」をご参照ください。

（URL） <https://www.mebuki-fg.co.jp/company/fd/>

（質問例）⑩ あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください）

- ・保険料円払込額：一般の生命保険料控除の対象となります。
- ・「個人年金保険料税制適格特約」を付加されたご契約の場合、お払い込みいただいた保険料円払込額は個人年金保険料控除の対象となります。
- ・解約返戻金：所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。
- ・死亡給付金：ご契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
- ・年金：所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。一括支払の場合、確定年金は所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。保証期間付終身年金は所得税（雑所得）＋住民税となります。

※NISA、iDeCoの対象とはなりません。

※ 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の「保険料や保険金等の課税関係」に記載しています。

※ 税務上のお取り扱いについては、2025年12月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

マニュアル生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「商品パンフレット」をご覧ください。

（URL） <https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/kodawari-kojin.html>



以上